

令和3年 第2回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和3年2月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和3年2月26日 午後1時30分			議長 京谷 常美	
	閉 会	令和3年2月26日 午後2時30分			議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 13名 欠席 1名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	○
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	×
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	9番	佐藤 正明		10番	小林 忍	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 近 藤 裕 幸	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R3.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和3年第2回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は、13名でございます。 本日の欠席委員は、11番小山隆顕委員の1名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番の佐藤正明委員及び10番の小林忍委員に、お願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。
日程3 議案1	議長 議長 議長	異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。 次に、日程第3、議事に入ります。 議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。
	議長	会議規則第10条の規定により、 が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長 議長 事務局長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。 事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)
		以上の内容は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。尚、この物件は中間管理事業を利用し、 氏の後継者である 氏が中間管理事業より引き受ける案件を、3月の総会に提出する予定であり、それによる合意解約となります。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。
議案2	議長 議長 議長	 委員が復席しますので、暫時、休憩いたします。 休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	事務局長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内1番を議題といたします。 事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明)

議 事 の 経 過 (R3.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
	議長	以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	田中委員	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります田中利一委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	議長	問題がありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内1番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内1番を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内2番を議題といたします。
	議長	会議規則第10条の規定により、 委員が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の隣の地区委員であります塩田満委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	塩田委員	問題がありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内2番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内2番を可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R3.2.26)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 3	議長	■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 1 番～2 番までの件を、議題といたします。
	議長	会議規則第 10 条の規定により、■■■■が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 1 番～2 番までの件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 1 番～2 番までの件を、可と決定いたします。
	議長	■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、3 番～11 番の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、3 番～11 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、3 番～11 番の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、12 番の件を、議題といたします。

議 事 の 経 過 (R3.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
	議長	会議規則第 10 条の規定により、 委員が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、1 2 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 1 2 番の件は、可と決定いたします。
	議長	 委員が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、1 3 番の件を、議題といたします。
	議長	会議規則第 10 条の規定により、 委員が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、1 3 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 1 3 番の件は、可と決定いたします。
	議長	 委員が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。

議 事 の 経 過 (R3.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和3年第2回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。